



審査・審判 / 法改正(特実)の総括

特許庁編集委員会

1. はじめに

近年、国富の源泉としての「知的財産」の重要性についての認識が、急速に広まっており、知的財産政策への期待はますます高揚している。この国富の源泉の一つである特許制度において、特許権を付与する役割を担う審査・審判システムがその根幹をなすことは言うまでもない。

その意味で、我が国の産業競争力強化のために、いかに審査・審判システムを有効に機能させるかは特許庁に常に求められている課題であり、特許庁はその課題に対して様々な施策を積み重ねてきた。90年代に入り、経済のグローバル化がより一層深化し、技術革新のスピードが益々速くなり、企業間競争の激化に伴い企業の意思決定にスピードが求められるという状況の中で、(1) 迅速・的確な審査・審理、(2) 国際的な権利取得の円滑化のための制度・基準の国際調和、(3) 先端技術の適切な保護の3つが審査・審判システムにおける大きな課題であった。この中でも(1)の迅速・的確な審査・審理が最重要課題であることは言うまでもなく、従前から、大量の出願を限られた数の審査官・審判官で処理しなければならないという構造的要因に基づく滞貨の解消をいかに進めていくかが大きな問題であった。これに対しては、大きな方向性として、IN対策として、出願・審査請求構造の適正化のための施策、OUT対策として、審査官・審判官の増員、先行技術調査の外部委託(検索外注)そして、審査待ち期間長期化の弊害への対策として、早期審査・審理を行ってきている。また、審査・審判に迅速性が求められるのはもちろんであるが、不安定な権利により権利者や第三者への悪影響を与えてはならず、審査・審判

の質の向上も求められているところであり、そのための施策も実施してきた。そして、多様な出願人のニーズに応えるための施策の拡充にも努めてきたところである。このように総合的な施策を講じてきたところ、近時、知的財産の重要性が国家レベルで取り上げられることとなり、2002年に知的財産戦略大綱が取りまとめられ、知的財産基本法が成立し、これを受けて知的財産推進計画及び特許戦略計画が策定され、特許審査についても、迅速・的確な審査体制の整備が国として推進されることとなった。

一方、特許権の成立後の権利行使の場面に目を向けると、いわゆる「侵害し得」の状況が、研究開発投資の十分な回収を妨げ、独創的な研究開発へのインセンティブを損なうおそれが大きくなっていったため、権利の実効性を向上させ、我が国の国際競争力を高めるため、侵害訴訟に関する法改正を行った。また、特許紛争において権利の有効性が問題となることが多いため、無効審判の審理を迅速・的確に行う施策も総合的に行ってきた。

本総括は、この激動の90年代からの審査・審判 / 法改正に関する施策を振り返るものであるが、紙数の関係上網羅的な項目については、年表を参照していただくとして、総括では主要な項目について概略を見ていくこととしたい。そして、審査・審判 / 法改正に関する施策を企業がどのように受け止めているのかについて、三菱電機株式会社知的財産センター特許技術部長吉田一好氏に、また、侵害訴訟に関する施策が裁判実務にどのような影響を与えているのかについて、東京地方裁判所第47部部総括判事高部眞規子氏に、それぞれ貴重なご寄稿をいただいたので、今後の在り方を考える上で参考にさせていただければ幸いです。

なお、本総括は概観のため表現が正確さを欠く場合もあるが、予めご了承ください。また、PCT関連、システム関連の事項については、別の項にて詳しく取り上げられているので、ここでは、割愛した。

2. 法改正

(1) 実体審査

実体審査に関しては、制度の国際的調和を念頭に置きつつ、迅速・的確な審査が行われるよう制度改正が重ねられてきた。

平成5年法

従来出願当初の明細書又は図面に記載されていない事項（新規事項）を追加する補正であっても明細書又は図面の要旨を変更しない限り自由に補正を行うことができ、その回数も制限されていなかったため、出願当初における発明の開示が不十分な出願を誘引し、また特許請求の範囲の補正により審査対象が変更されるごとに新たに何回も審査を行わざるを得ない状況が生じており、審査処理の遅延を招いていた。そのため、この問題を解決するため、補正の範囲の適正化（新規事項の追加の禁止、特許請求の範囲の補正の制限）が図られた。

平成6年法

技術革新の進展に伴って発明の内容が多様化し、従来の記載要件では発明の内容を的確に表すことができない事例も出てきたため、記載要件を技術の多様化に対応しうる形に改めた。また、外国出願については、短期間での翻訳の負担や翻訳ミスの訂正ができないことにより発明の適正な保護が図れない場合も生じていたため、出願から2月以内に翻訳文が提出されることを条件に外国語での出願を可能とし、誤訳の訂正も可能とした外国語書面出願制度を導入した。

平成11年法

新規性阻却事由について、国外における公知・公用の事実の調査が以前に比べて比較的容易となったことに鑑み、公知・公用の地域的基準を国内から世界へと拡大した。また、インターネット上で開示されている技術情報は、雑誌や図書等の形で刊行された技術情報と同等の情

報量を有し、その伝達の迅速性などの利便性を備えていることから、既に産業界の技術水準を構成している。このため、インターネット上に開示された発明を、その開示されたことのみをもって新規性阻却事由として取り扱うこととした。

平成14年法

出願人の有する先行技術文献情報を有効活用し、迅速・的確な審査を図るため、この先行技術文献開示を義務づけることとした。

平成15年法

今後の国際的制度調和に柔軟かつ迅速に対応するため、発明の単一性の要件の改正を行った。

(2) 審判

審判に関しても、迅速・的確な審判の観点から制度改正が行われてきた。

平成5年法

審判手続の簡素化が図られ、(イ)拒絶査定不服審判請求時の特許請求の範囲の補正を最後の拒絶理由通知後の補正と同様に制限、(ロ)補正却下不服審判を廃止（最後の拒絶理由通知前の新規事項を追加する補正は、補正却下ではなく、拒絶理由・無効理由として取扱い、最後の拒絶理由通知後の補正却下の決定の是非は、拒絶査定不服審判で争うこととした。）、(ハ)訂正無効審判を廃止し、訂正の可否は、無効審判で争うこと、(ニ)無効審判の係属中は訂正審判の請求は認めず、無効審判中の手続である訂正請求により訂正を行うこととした。

平成6年法

権利付与前の異議申立制度は安定した特許権の付与が行われるものの、すべての出願につき一律に特許異議申立期間を経過するまで特許処分を待つ必要があること、また多数の特許異議申立てがされた場合にその審査に長期間を要し、特許権の付与が遅れる場合が生じるなど、迅速な権利付与という点で問題を有していたこと及び日米包括協議の日米合意を受け、権利付与後の異議申立制度への改正を行った。

平成10年法

無効審判において、審判請求書の理由補充が無期限・無制限に認められていたことから、審理が進んだ段階で、請求人がその理由の要旨を変更する補正をするケースが多く、実質的な審理のやり直しをせざるを得ず、審理が長期化するという問題が生じていたため、無効審判においては、請求の理由の要旨を変更する補正を認めないこととした。

平成11年法

審理の迅速化のために積極的に活用している口頭審理が明確かつ適法に行われることを担保する体制を整備するために審判書記官制度を創設した。

手続の冗長性をなくすために、無効審判の請求又は特許異議申立がされている請求項についての訂正請求における訂正要件については、独立特許要件を課さないこととした。

また、裁判所において特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えがあった場合等には特許庁にその旨を通知し、特許庁は当該特許権についての審判請求の有無等について裁判所に通知を行う裁判所と特許庁の情報交換制度を規定した。

平成15年法

迅速・的確な紛争処理を実現する観点から、特許異議の申立て、無効審判及び審決取消訴訟に係る制度の合理化を行った。具体的には、(イ)異議申立制度及び無効審判制度の機能が重複し、かつ重複の弊害が顕著になってきたため、異議申立制度を廃止し、無効審判制度への統合を行った、(ロ)統合後の新しい無効審判において、審判請求人が主張する無効理由が明確に記載されていない場合には、特許権者は適切な対応をとることができず、その対応負担が増加するという問題点を解消するために、無効審判請求書の請求の理由の記載要件を明確化するとともに、当事者の攻撃防御の機会を適正化するために、合理的な理由がある場合には、例外的に請求の理由の要旨を変更する補正を認めることとし、あわせて新たに提示された無効理由についての防御の機会を設けた。(ハ)審決取消訴訟後にはいつでも特許の訂正審判が請求できるところ、無効審判の審決取消訴訟係属中に権利範囲の減縮を目的とした訂正の審決が確定したことにより、裁判所が無効審

判の審決を取り消す実務となっており、事件が裁判所と特許庁との間で往復するキャッチボール現象が生じていたが、キャッチボール現象の適正化のために、(i)裁判所での審決取消訴訟の審理が相当進んだ段階で訂正審判が請求されることにより、裁判所の審理が無駄となる問題点を解消するために、無効審判の審決取消訴訟係属中における訂正審判の請求期間を、審決取消訴訟の提起後90日間に制限するとともに、(ii)訂正審判が90日以内に請求された場合に裁判所が迅速に特許庁に事件を差し戻すことが可能となるように、審決取消訴訟の提起後90日以内に訂正審判が請求された場合には、訂正後の発明について、特許庁の無効審判において審理をすることが相当と裁判所が認める場合には、裁判所が差し戻しのために決定で無効審判の審決を取り消すことができるとし、(iii)無効審判の請求人が、訂正審判の審理に関与することができなかった問題点を解消するために、差し戻し決定があった場合には、その理由となる訂正審判を、差し戻された無効審判の手続である訂正請求に吸収することとした。(ニ)無効審判の審決取消訴訟において、特許庁による法令解釈や運用基準が争点となるとき、または、特許庁の専門的知識が審理充実のために必要となるときに、特許庁または裁判所の発議により、特許庁が裁判所に意見を述べる制度を創設した。

(3) 特許保護の対象及び特許権

平成6年法

TRIPS協定の履行のため、(イ)特許権の存続期間を特許出願から20年とした、(ロ)「原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明」を不特許事由から削除した、(ハ)発明の実施行為に「譲渡の申出」及び「貸渡しの申出」を追加した。

平成14年法

ネットワークを通じたコンピュータ・プログラムの取引・流通が一般化してきたところ、従前の法は発明が「物 = 有体物」として活用されることを念頭に規定されており、コンピュータ・プログラムそれ自体 (= 無体物) について特許法で保護される範囲は必ずしも明らかではなかったため、特許法上の「物」に「プログラム等」が含まれることを明確化し、また、発明の実施行為にプログラム等の「電気通信回線を通じた提供」が含まれるこ

とを明確化した。

(4) 権利侵害

平成6年法

特許発明の技術的範囲の認定に関し、最高裁リパーゼ判決の判旨をどのように捉えるべきかについて、考え方が並立し、やや混乱が生じていたため、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められることを大原則とした上で、特許発明の技術的範囲を定めるにあたっては、明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈する旨を確認的に規定した。

平成10年法、平成11年法

産業財産権が「侵害し得」になっているという状況の改善を図るべく、民事実体法・手続法、刑事法の側面から、産業財産権侵害に対する救済措置の拡充が図られた。具体的には、平成10年法で、逸失利益の立証の容易化、具体的事情を考慮した実施料相当額の認定、侵害罪の非親告罪化、侵害罪についての法人重課の導入について改正を行い、さらに平成11年法で、侵害行為の立証の容易化(文書提出命令の拡充等)、損害の立証の容易化(計算鑑定人制度の導入)損害額の立証の容易化、判定制度の強化、刑事罰の強化、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換について改正を行った。

平成14年法

従前の法は、特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する幫助的行為等を侵害行為に含めているが、対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定しているため、判例上も侵害が認められた事例は多くない。このため、権利保護強化の観点から、悪意で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大した。

(5) 料金

特許関連料金については、適時の見直しを図ってきたところである。

平成11年法

個人のみを対象としている従前の特許料及び審査請求

料の納付を減免又は猶予する特例措置の対象に資力に乏しい法人を加えることとした。

平成15年法

出願人間の費用負担の不均衡を是正し、適正な出願・審査請求を促進することを目的として、特許関連料金を改定した。具体的には、審査請求料の引上げ、特許料及び出願手数料の引下げを行った。その結果として、平均の出願の一件当たりの出願から権利維持までに係る総費用は9万円程度の減額となった。また、審査待ち期間中に権利取得の必要性がなくなった出願の取下げを促進するため、出願の取下げに対する審査請求料の一部返還制度を導入した。

(6) 弁理士法

平成12年改正

知的財産の事業化や取引活動を支援する知的財産専門サービスの重要な担い手である弁理士について、規制改革による競争促進、国民へのサービスの向上の観点から、弁理士の業務範囲の見直し(裁判外紛争処理業務(ADR)の追加、知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化等)、事務所の法人化、複数事務所(支所)の設置の解禁、弁理士試験制度の抜本的改革等、弁理士法の全面的な見直しを行った。

平成14年改正

知的財産関連の侵害訴訟件数が急増する中、知的財産専門の弁護士が少数であり、専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていたため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行った。

(7) その他

審査請求期間の短縮

7年という審査請求期間が、第三者から見て長期にわたり権利の帰趨が未確定な出願が大量に存在し、企業活動に大きな影響を及ぼすなどの弊害があるため、平成11年に審査請求期間を3年に短縮する特許法改正を行った。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

平成2年に、電子出願制度の導入、検索外注のための

法的整備を主な目的とする、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律が制定された。

実用新案法

平成5年に、早期権利保護の要請を踏まえ、無審査・早期登録制度の採用を図る法改正がなされた。

3. 基準・ガイドライン

特許庁では、改正法の円滑な運用、技術革新が急速に進展する先端技術分野における特許保護対象の明確化、国際調和の観点から審査基準・ガイドライン等の改訂・充実に努めている。平成5年に行われた審査基準の大幅な改訂において、それまで産業別に分かれていた審査基準が整理統合され、審査基準が一般基準と特定技術分野（コンピュータ・ソフトウェア、バイオテクノロジー）の基準とで構成されることとなったので、以下では、一般基準、特定技術分野基準、そして審判関連のガイドライン等の順に概観していく。

(1) 一般基準

平成5年の改訂において、初めて進歩性に関して一般的な判断基準が示された。具体的には、先行技術に基づいて当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけができるか否かによりその判断を行うこととした。平成12年の改訂において、従前の基準が進歩性の判断に当たり審査官に過度な挙証責任や指摘責任を課しているとの指摘や裁判例等を踏まえ、進歩性の判断をより柔軟かつ弾力的に運用し得るよう「論理づけ」に関する基準を改訂し、また多様な発明の表現形式に適切に対応し得るよう明細書の記載要件の基準もより明確化した。平成15年の改訂においては、補正の制限の運用の弾力化、クレームと発明の詳細な説明との実質的な対応要件の明確化を図った。

(2) コンピュータ・ソフトウェア関連

平成5年の改訂基準において、従来の審査基準が整理統合された。平成9年には、技術のソフト化に伴い、研究・開発成果の適切な保護を図るために、『「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針』において、コンピュータ・ソフトウェア分野に関連する特許の対象が拡大され、同時に出された「コンピュータ・

ソフトウェア関連発明の審査の運用指針』において、「コンピュータ・プログラムを記録した記録媒体」等が特許の対象になり得ることを示し、平成6年法に対応する明細書の記載要件見直し等を併せて行った。その後、ネットワーク上でのコンピュータ・プログラムの取引が一般化してきたことに伴い、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の適切な保護の要請が強まり、またビジネス上のアイデアをITを利用して実現したビジネス関連発明への関心の高まりに伴い、審査上の取扱いの明確化が望まれていたため、一般基準において、請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していないと判断される類型について説明を追加するとともに、事例を充実させ、特定技術分野の基準において、媒体に記録されていないプログラムも、「物の発明」として請求項に記載することができることを示し、進歩性の判断について説明を充実させるとともに事例を追加した。さらに、ビジネス関連発明については、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準に基づくビジネス関連発明の審査実務に対する理解の手助けとなるように、平成13年に「特許にならないビジネス関連発明の事例集」を公表し、その後、判断事例の蓄積に伴い、平成15年に、特許にならないと判断される事例だけではなく、「発明」であることの要件等を満足すると判断される事例も含めた形で「ビジネス関連発明の判断事例集」を公表した。

また、三極特許庁の審査実務の比較研究において、日本特許庁は幹事庁として、仮想案件の提示・報告書の取りまとめ等積極的な貢献を行い、コンピュータ・ソフトウェア関連発明について平成9年に、ビジネス関連発明について平成12年に報告書を公表した。

(3) バイオテクノロジー・医療関連

平成5年の改訂基準において、従来の審査基準が整理統合されるとともに、新たに動物及び遺伝子工学分野についても基準を作成し、明細書の記載、特許要件の判断等についての基本的な考え方を示した。平成9年には、『「産業上利用することができる発明」の審査の運用指針』において、「人間を診断する方法」の定義及び「人間を手術、治療又は診断する方法」を含む方法がいずれも「産業上利用することができる発明」に該当しないことを明確化し、同時に出された「生物（バイオテクノロジー）関連発明の運用指針』において、平成6

年法によって発明をより自由な表現形式で記載することが可能になったことを受け、発明をどのように記載することができるかを示した。また、三極特許庁の審査実務の比較研究結果を反映させ、組み換えタンパク質やモノクローナル抗体等、遺伝子工学関連発明について新規性や進歩性の判断事例を示した。平成15年には、再生医療及び遺伝子治療関連技術の進展の著しさに鑑み、「同一人に戻すことを前提として、人間に由来するものを原料又は材料として医薬品又は医療機器を製造する方法」について特許付与の対象とする、審査基準の改訂を行った。

バイオテクノロジー関連発明については、審査基準の改訂、審査事例集の作成をきめ細かく行う一方、その審査基準の国際的調和の重要性に鑑み、日本特許庁は積極的にイニシアティブをとり、三極特許庁の審査実務の比較研究を提案し、既に作成された日本特許庁の審査基準の検討を行ったり、その比較結果を審査基準に反映させている。具体的には、平成7年にバイオテクノロジー分野の三極比較研究プロジェクトの再開を提案し、その後、DNA断片の特許性、機能が推定された核酸分子関連発明の特許性、「リーチ・スルー」クレーム、タンパク質立体構造関連出願の特許性のそれぞれについて、相次いで比較研究を行うことを提案し、幹事庁として比較研究報告書を取りまとめた。

(4) 審判関連ガイドライン等

改正法の円滑な運用や口頭審理の円滑化を目的として、各種のガイドライン等を策定した。

平成15年に公表されたものとしては、

審判便覧改訂9版(平成15年5月公表)

口頭審理実務ガイド(平成15年8月公表)

平成15年改正法における無効審判等の運用指針(平成15年11月公表)

無効審判及び訂正審判における応答期間についての運用指針(平成15年11月公表)

などがある。

4. その他の施策

(1) 審査処理体制の充実

審査待ち期間の短縮の要請に応えるために、審査体制の人的補強等によって審査の迅速化を図ってきた。

審査官の増員

迅速・的確な特許審査を実現するためには、出願の特許性を最終的に判断する特許審査官の増員が不可欠であることに鑑み、継続的な特許審査官の増員を実施してきた。また、現在の滞貨、及び審査請求期間の短縮に伴い予想される一時的な審査請求増に伴う滞貨の一掃を図るために、来年度より任期付審査官の大規模増員が予定されている。

審査補助職員の活用

専門知識を有するポスドク等の調査員に先端技術分野の調査等を行わせることで、審査官の調査負担を軽減し限られた処理能力を審査に集中させることを目的とした施策である。

検索外注の活用

審査の下調べである先行技術調査を外部機関に委託し審査官の先行技術調査負担を軽減し、限られた審査着手能力を審査に集中させることを目的とした施策で、当初約1万件/年で開始した発注件数が着実に増加して現在では約16万件/年となり、審査促進に大きく寄与している。また、近年では審査官が検索者から出願内容とサーチ結果の説明を口頭で受ける形式で報告を行う対話型検索外注を進めており、一層の効率化を図っている。

(2) 出願人の多様なニーズに応じた審査・審判

早期審査・審理

事業化が近い出願、国際的な出願に加え、投資の回収や技術の移転が特に急がれる大学・中小企業の出願において、所定の要件を満たす出願を出願人の申請により優先的に審査・審理することで、審査・審判待ち期間増大による弊害を最小限にすることを目的とした施策で、時代に応じて制度を見直し、要件の緩和を行ってきており、現在では年間早期審査申し出件数は約4千件まで利用が増えている。早期審理の申し出件数は、約100件である。

関連出願連携審査

関連する出願群を技術説明・面接等を通じて理解を深めた上で同時に審査することで、出願群を統一的な判断での確に審査を進めることや、企業が自社の事業計画上

の重点技術に対し、関連する特許を戦略的に獲得し、産業競争力を高める、いわゆるパテントポートフォリオ戦略を支援することを目的とした施策である。

面接の活用、巡回審査・審判

出願人・代理人との意思疎通を十全に進めるため、面接審査の活用を図るとともに、面接の機会の少ない地方の中小・ベンチャー企業等の支援のため、必要に応じ、審査官・審判官自らが地方に赴き、面接審査・審理、口頭審理等を行っている。

特定技術分野の審査

国が政策上重要視している技術分野（ナノテク、ライフサイエンス、IT等）の審査を合理的な範囲で早期に着手すると同時に協議等を活用することで、迅速・的確に行うことを目的とした施策である。

審査・審判の着実な進行管理

早期審査・審理、関連出願連携審査、無効審判等の審理の迅速化等の各種施策の確実な実施をするために、審査・審判の進捗状況を適切に把握し、遅滞なく審査・審理を進めていく施策である。

審査実績の公開、特許審査着手見通し時期照会

制度利用者との円滑な意思疎通を進めるため、ホームページで技術単位毎に審査実績（審査請求件数、一次審査件数、審査待ち期間、特許査定件数、拒絶査定件数、特許査定率等のデータ）を公開している。また、出願人及び代理人のより戦略的な特許管理の支援を目的とし、出願人・代理人毎の審査未着手案件の着手見通し時期を、ホームページを通じて提供している。

（3）審判の充実

審理の厳正化

特許要件に関する厳正な審理が確保されて、特許を有する発明が適正に特許されること、特許性を欠く発明が特許されないことが、特許権に対して強い保護を与えるプロパテント政策の前提となる。拒絶査定不服審判における審理の厳正化により、請求成立の割合が大幅に減少（1997年80% 2002年55%）している傾向は、こうした政策の流れを受けたものであり、審理の厳正化が裁判においても支持されていることは、拒

絶査定不服審判の審決取消訴訟における審決取消率が減少していることからもうかがえる。審理の厳正化は、従来より産業界から要請がなされていたものであり、ここ数年の審判の審理の傾向は、産業界のこうした要請にも応えるものである。

無効審判等の審理の迅速化

無効審判等の権利付与後の審判事件は、特許権の有効性をめぐる紛争を迅速に解決することにより保護の実効性を図ることが社会的な要請であることから、優先的に審理を進めている。特に侵害訴訟等の知的財産権紛争と関連している無効審判については、侵害訴訟の判決に遅れることのないよう最優先で審理を進めている。

そのため、審理の各段階における合議体の案件滞留期間の制限、アクションプランによる事務処理の迅速化、当事者に与えられる応答期間の合理化等により、審理の短縮化を目指している。

口頭審理の積極活用

口頭審理を積極的に活用することにより、当事者間での争点整理が容易になり、審理の充実化に寄与している。

計画審理

当事者との合意に基づき審決送達までのスケジュールを策定し、そのスケジュールに沿って審理を進める計画審理を導入している。平成13年7月からの試行の結果を踏まえて、無効審判のうち、複雑で、審理スケジュールの見通しが立ちにくい案件を対象として、平成15年1月から本格実施をしている。

侵害業務室の設置

当事者系を専門に担当する事務処理部門を一括化したもので、事務処理の効率化に寄与している。

（4）審査・審判の連携の一層強化

審査と審判の間で判断基準が異なる場合には、出願人にとって権利取得の予見可能性が低下し、結果として不必要な手続を行ってしまうことにつながるため、こうした出願人の負担を極力軽減するため、審査と審判の判断基準について統一的な運用が行われるよう努めている。

(5) 審査官・審判官の能力向上

協議・合議

関連する技術分野を担当する審査官間の運用統一・知識の共有化を目的としたもので、近年のグループ体制の設置により一層効果を発揮すると考えられる。

審査事例集

各審査官が実際に審査した案件から他の審査官の参考になる事例(審査基準の改訂事項に関連するもの等)を抽出しまとめたものである。

研修の充実

審査・審判実務に関連する研修、技術革新に対応するための研修(学会への参加、大学聴講、先端技術留学、インターンシップ研修等)等を拡充している。

サーチ戦略ファイル

各技術分野毎のサーチノウハウをまとめたもので、ノウハウ、知識の共有化に役立っている。

(6) 出願・請求構造の適正化

審査待ち期間の短縮の要請に応えるために、出願人に対し、真に権利化を希望する出願に精査していただくことで出願件数・審査請求件数自体を減少させ、結果として審査待ち期間の減少を図ってきた。

AP80

昭和63年から平成8年まで大手企業に対し審査請求を厳選し特許公告率80%以上を目指すよう求めたキャンペーンで、量から質への出願動向の転換に大きく寄与した。

公開技報の利用促進

防衛出願等の権利化を要しない出願を、出願の代わりに発明協会から発行される公開技報に掲載することで公知資料化し、出願件数の減少に寄与している。

(7) その他

三極特許庁によるサーチ結果の相互利用プロジェクト

世界的規模でのワークロードの増大に対応するため、日本国特許庁、米国特許商標庁及び欧州特許庁の三極特許庁は、サーチ結果を相互に利用するためのプロジェク

トに取り組んでいる。詳細は本号の岡田吉美氏の寄稿(p.50)を参照されたい。

特許庁親切運動

知的財産権行政の一層のユーザーフレンドリー化を図るため、平成9、10年に行われたキャンペーンで、ア.HP等による状況提供の拡充、イ.出願等の手続きの簡素化、ウ.審査の迅速処理や面接等のユーザーフレンドリーな審査、エ.無効審判の迅速化等のユーザーフレンドリーな審判、オ.ユーザーの負担軽減・サービスの向上、カ.ユーザーからの相談・コミュニケーションの充実、の6つの観点から総合的に施策が展開された。

(担当:谷口 信行、小川 亮)